

Topics | トピックス

- ◆ 第13回社会保障審議会年金部会が開催
- ◆ 第3回働き方の多様化を踏まえた被用者保険の適用の在り方に関する懇談会が開催
- ◆ 厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令が交付
- ◆ 4月1日より現物給与価額（食事）が改正
- ◆ 2021年1月末現在の国民年金の月次保険料納付率は3年経過納付率（最終的な納付率）で81.9%

◆ 第13回社会保障審議会年金部会が開催

厚生労働省は、3月13日に第13回社会保障審議会年金部会（部会長は菊池馨実（きくちよしみ）早稲田大学理事・法学学術院教授、部会長代理は玉木伸介（たまきのぶすけ）大妻女子大学短期大学部教授）を開催した。「これまでの年金部会における議論の振り返り（2回目）」「脱退一時金等について」「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案における国民年金法の改正について（報告）」などが議事とされた。

【これまでの年金部会における議論の振り返り（2回目）】

●遺族厚生年金等の見直しに関連する論点について

これまでの年金部会では、年金制度における男女差を解消すべきとする趣旨の意見が多数出された。今後の議論について、以下のような論点が考えられる。

- ・遺族厚生年金における受給権発生に係る年齢要件の男女差の解消
- ・現役期の子のない妻に対する遺族厚生年金の有期化及びこれに関連する高齢期の所得保障
- ・有期化に関連する遺族厚生年金における収入要件の見直し
- ・長期要件該当の遺族厚生年金・既に現行制度による遺族厚生年金を受給している方の取扱い・将来の受給者を想定した時間軸の視点

など

（参考資料：図1）

●基礎年金の保険料拠出期間延長に関連する論点について

基礎年金の保険料拠出期間延長に関して今後の議論は、以下のような論点が考えられる。

〔60歳代前半の基礎年金について〕

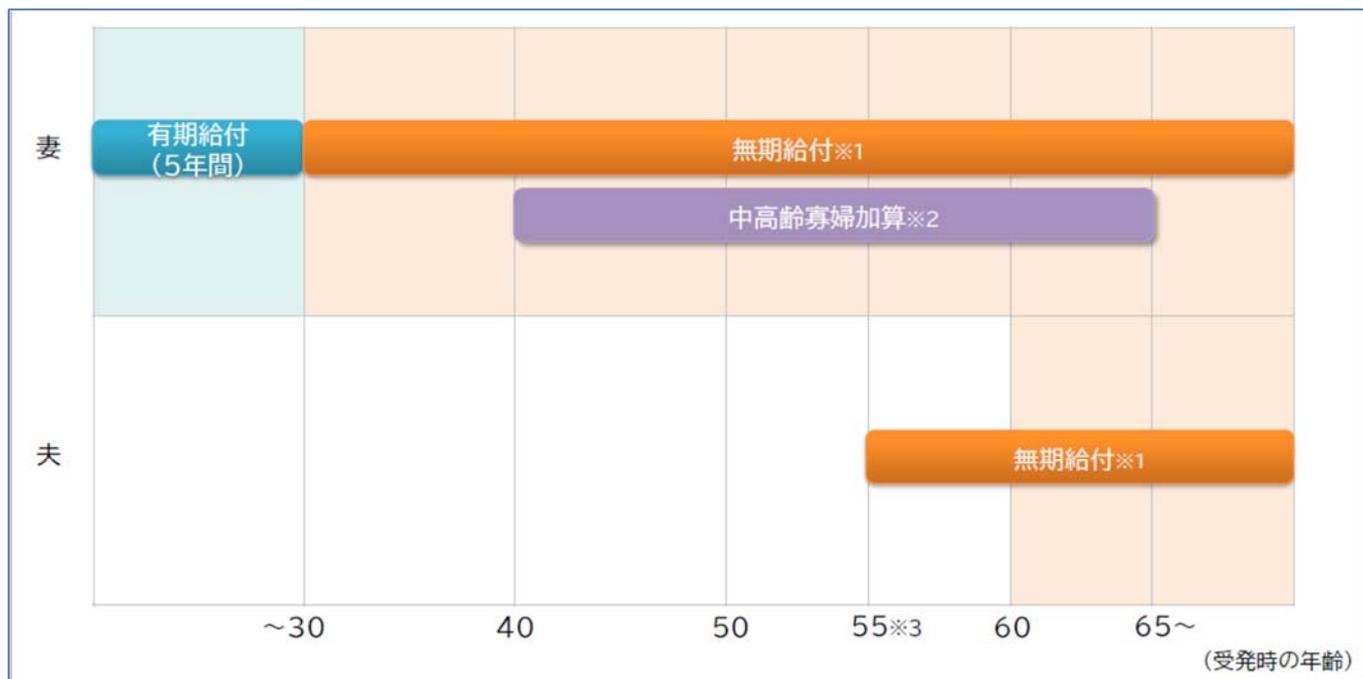
- ・60歳代前半の老齢基礎年金の繰上げ受給者は、新たに国民年金の被保険者となり、老齢基礎年金を受給する一方で、強制加入期間として国民年金保険料を納付することになることをどう考えるか。
- ・国民年金第1号被保険者は新たに64歳まで保険料を拠出することとなるが、国民年金第3号被保険者の60歳以降の在り方をどう考えるか。

〔60歳代後半の基礎年金について〕

- ・65歳時点で基礎年金満額に達していない者の国民年金への任意加入についてどう考えるか。
- ・60歳代後半の厚生年金被保険者の国民年金における取扱いについてどう考えるか。

（参考資料：図2）

<図1> 子のない配偶者に対する現行の遺族厚生年金の支給イメージ

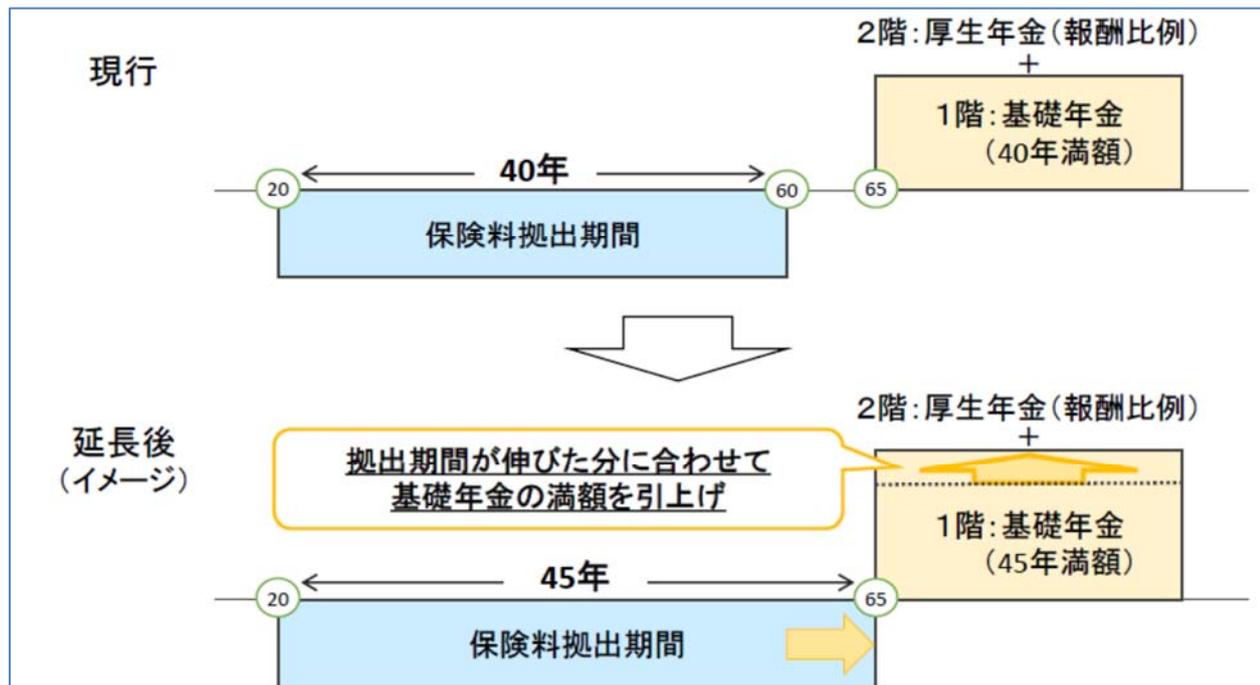


※1 再婚等の事情により失権する場合がある。

※2 40歳時点で子がいるため遺族基礎年金を受給していた妻は、子が一定の年齢となり遺族基礎年金を受給できなくなったときから加算される。

※3 夫は55歳から59歳までは支給停止。ただし、遺族基礎年金の受給権を有する場合は、支給停止は行わない。

<図2> 基礎年金の保険料拠出期間を45年に延長した場合のイメージ



【脱退一時金等について】

〔現行制度の矛盾点〕

- ・脱退一時金は、在留資格に関係なく日本国籍を有しないことが受給要件の一つとされており、永住者も脱退一時金を請求できる。また、日本から出国する際の出国形態について限定がないため、単純出国で永住者の在留資格を失うような場合でなくても、脱退一時金を受給できる。
- ・受給資格期間（10年）を満たしていないこととの要件について、永住許可を受けた者は、20歳以上60歳未満の期間に限り、昭和36年4月1日から永住許可を受けるまでの海外在住期間も受給資格期間に含めて判断される（合算対象期間）。このため、海外在住期間を含めた受給資格期間が10年以上となる場合には、脱退一時金は受給できない。

【子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案における国民年金法の改正について（報告）】

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案の概要（2024年10月1日～施行予定）

1. 子ども未来戦略の一環である「加速化プラン3.6兆円」において実施する具体的な施策
 - (1) ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化
 - (2) 全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充
 - (3) 共働き・共育での推進
2. 子ども・子育て支援特別会計(いわゆる「こども金庫」)の創設
3. 子ども・子育て支援金制度の創設

◆第3回働き方の多様化を踏まえた被用者保険の適用の在り方に関する懇談会が開催

厚生労働省は、3月18日に第3回働き方の多様化を踏まえた被用者保険の適用の在り方に関する懇談会を開催した。「関係団体からのヒアリング（2回目）」が議事とされ、「短時間労働者に対する今後の社会保険適用」に関して、日本チェーンストア協会、一般社団法人日本惣菜協会、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会、UAゼンセンにヒアリングが実施された。

その結果、どの関係団体からも、次のような意見が多く出された。

- ・年代や家族構成、働き方がさまざまある被用者に対して画一的に適用拡大を図ることは、個人に対する負担が大きい。
- ・企業側への負担も大きく、事業活動にも影響を及ぼす
- ・人材不足に拍車がかかる。
- ・適用拡大を効果的に進めるには、手続きの簡素化と分かりやすい制度の構築が必要。

今後は春までに3回目、4回目のヒアリング、夏頃に5回目を行うこととなっている。その後、結果を整理し、懇談会で意見交換と論点の整理を行い議論を取りまとめる。

◆ 厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令が交付

厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第43号）が3月14日公布された。2025年4月1日から施行される。

雇用保険法等の一部を改正する法律（令和2年法律第14号）により、高年齢雇用継続給付の最大給付率が15%から10%に引き下げられ、高年齢雇用継続給付と老齢厚生年金の併給調整に係る調整率も、最大で標準報酬月額額の6%から4%に相当する額に引き下げられることに伴い、調整率の逓減率について、必要な改正が行われる（表1）。

即ち、老齢厚生年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者である場合で、高年齢雇用継続給付の支給対象月の標準報酬月額が60歳時賃金の64%以上75%未満であるときは、標準報酬月額が増増する程度に応じて、4%から一定の割合で逓減するように定められた率に標準報酬月額を乗じて得た額に相当する老齢厚生年金を支給停止とすることとなる。

<表1> 厚生年金保険法施行規則（1954年7月1日厚生省令第37号） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>（法附則第七条の五第一項第二号、第十一条の六第一項第二号及び第十三条の六第四項第二号に規定する厚生労働省令で定める率）</p> <p>第三十四条の四 法附則第七条の五第一項第二号、第十一条の六第一項第二号及び第十三条の六第四項第二号に規定する厚生労働省令で定める率は、第一号に掲げる額から第二号及び第三号に掲げる額の合計額を減じた額を第二号に掲げる額で除して得た率に<u>十分の四</u>を乗じて得た率とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じた額に<u>百十分の四十六</u>を乗じて得た額</p>	<p>（法附則第七条の五第一項第二号、<u>附則</u>第十一条の六第一項第二号及び<u>附則</u>第十三条の六第四項第二号に規定する厚生労働省令で定める率）</p> <p>第三十四条の四 法附則第七条の五第一項第二号、<u>附則</u>第十一条の六第一項第二号及び<u>附則</u>第十三条の六第四項第二号に規定する厚生労働省令で定める率は、第一号に掲げる額から第二号及び第三号に掲げる額の合計額を減じた額を第二号に掲げる額で除して得た率に<u>十五分の六</u>を乗じて得た率とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じた額に<u>千四百分の四百八十五</u>を乗じて得た額</p>

◆ 4月1日より現物給与価額（食事）が改正

4月1日より現物給与価額（食事）が改正されることから、日本年金機構は3月15日、2024年度の全国現物給与価額一覧表を機構ホームページに掲載した。

厚生年金保険および健康保険の被保険者が、勤務する事業所より労働の対償として現物で支給されるものがある場合は、その現物を通貨に換算し報酬に合算のうえ、保険料額算定の基礎となる標準報酬月額が求められる。現物で支給されるものが食事や住宅である場合は、「厚生労働大臣が定める現物給与の価額」（厚生労働省告示）に定められた額に基づいて通貨に換算。また、自社製品等その他のもので支給される場合は、原則として時価に換算する。なお、本社管理（本社と支店等が合わせて1つの適用事業所になっていること）の適用事業所における支店等に勤務する被保険者の現物給与は、2013年4月1日以降、支店等が所在する都道府県の価額を適用する。

<図3> 2024年度の全国現物給与価額一覧表

令和6年4月から現物給与の価額が改正されます

報酬や賞与の全部または一部が、通貨以外のもので支払われる場合（現物給与）の価額は、厚生労働大臣が定めることとされています。このたび、厚生労働省告示により現物給与の価額が改正され、令和6年4月1日より適用されることとなりましたのでお知らせします。
この現物給与の価額の改正につきましては、被保険者の皆様にもお知らせいただきますようお願いいたします。

(単位：円)

都道府県名	食事で支払われる報酬等					1人1月当たりの住宅の利益の額（量一量につき）	その他の報酬等
	1人1月当たりの食事の額	1人1日当たりの食事の額	1人1日当たりの朝食のみの額	1人1日当たりの昼食のみの額	1人1日当たりの夕食のみの額		
1 北海道	23,100	770	190	270	310	1,110	
2 青森	22,200	740	190	260	290	1,040	
3 岩手	22,200	740	190	260	290	1,110	
4 宮城	22,200	740	190	260	290	1,520	
5 秋田	22,500	750	190	260	300	1,110	
6 山形	23,400	780	200	270	310	1,250	
7 福島	22,500	750	190	260	300	1,200	
8 茨城	22,200	740	190	260	290	1,340	
9 栃木	22,500	750	190	260	300	1,320	
10 群馬	21,900	730	180	260	290	1,280	
11 埼玉	22,500	750	190	260	300	1,810	
12 千葉	22,800	760	190	270	300	1,760	
13 東京	23,400	780	200	270	310	2,830	
14 神奈川	23,100	770	190	270	310	2,150	
15 新潟	22,800	760	190	270	300	1,360	
16 富山	23,100	770	190	270	310	1,290	
17 石川	23,400	780	200	270	310	1,340	
18 福井	23,700	790	200	280	310	1,220	
19 山梨	22,500	750	190	260	300	1,260	
20 長野	21,600	720	180	250	290	1,250	
21 岐阜	22,200	740	190	260	290	1,230	時 価
22 静岡	22,200	740	190	260	290	1,460	
23 愛知	22,500	750	190	260	300	1,560	自社製品 通勤定期 券など
24 三重	22,800	760	190	270	300	1,260	
25 滋賀	22,500	750	190	260	300	1,410	
26 京都	22,800	760	190	270	300	1,810	
27 大阪	22,500	750	190	260	300	1,780	
28 兵庫	22,800	760	190	270	300	1,580	
29 奈良	22,200	740	190	260	290	1,310	
30 和歌山	22,800	760	190	270	300	1,170	
31 鳥取	23,100	770	190	270	310	1,190	
32 島根	23,400	780	200	270	310	1,150	
33 岡山	22,800	760	190	270	300	1,360	
34 広島	23,100	770	190	270	310	1,410	
35 山口	23,400	780	200	270	310	1,140	
36 徳島	23,100	770	190	270	310	1,160	
37 香川	22,800	760	190	270	300	1,210	
38 愛媛	22,800	760	190	270	300	1,130	
39 高知	22,800	760	190	270	300	1,130	
40 福岡	22,200	740	190	260	290	1,430	
41 佐賀	21,900	730	180	260	290	1,170	
42 長門	22,800	760	190	270	300	1,150	
43 熊本	22,800	760	190	270	300	1,150	
44 大分	22,500	750	190	260	300	1,170	
45 宮崎	21,900	730	180	260	290	1,080	
46 鹿児島	22,500	750	190	260	300	1,110	
47 沖縄	24,000	800	200	280	320	1,290	

※改正箇所は赤字・下線で表示しています。

- 住宅、食事以外の報酬等の価額について、労働協約に定めがある場合は、その価額を「時価」とします。
- 計算の結果、端数が生じた場合は1円未満を切り捨てます。
- 洋間など量を数えていない居住用の室については、1.65平方メートルを1室に換算し計算します。
- 健保組合では、現物給与の価額について、規約により別段の定めをしている場合があります。

◆ 2021年1月末現在の国民年金の月次保険料納付率は3年経過納付率（最終的な納付率）で81.9%

厚生労働省は3月29日、2024年12月末現在の国民年金保険料の納付率を公表した。

【2021年1月分の納付率】（3年経過納付率）

対前年同期比0.8ポイント増の81.9%であった。3年経過納付率は最終的な納付率の状況を示すものとなっている。納付対象月数は783万月で、納付月数は641万月。

【2022年1月分の納付率】（2年経過納付率）

対前年同期比3.9ポイント増の83.2%であった。納付対象月数は769万月で、納付月数は640万月。

【2023年1月分の納付率】（1年経過納付率）

1年経過納付率は81.1%であった。納付対象月数は765万月で、納付月数は620万月。

なお、都道府県別に見ると、1年経過納付率・2年経過納付率・3年経過納付率ともに最も高いのは島根県で、3年経過納付率は91.6%となった。